

公立大学法人岐阜県立看護大学公益通報者保護等に関する規程

令和2年4月1日

規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報及び公益通報に係る相談（以下「公益通報等」という。）の対応その他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、法その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法人の役員（監事を除く。）及び職員（労働者派遣契約その他契約に基づき法人の業務に従事する者を含む。）（以下「役職員」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定める通報対象事実を通報することをいう。
- (2) 公益通報者 公益通報をした者をいう。

（公益通報等を行うことができる者）

第4条 この規程において公益通報等を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 役職員
- (2) 非常勤講師
- (3) 前2号の退職者
- (4) 学生（科目等履修生を含む。）

（通報窓口）

第5条 法人における公益通報等に対する相談・通報窓口（以下「通報等窓口」という。）を企画室に置く。

- 2 前項の通報等窓口のほか、学外に総括責任者が指定する通報等窓口を設置することができる。

（公益通報等の方法）

第6条 公益通報等は、文書、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

2 原則として、匿名による公益通報等は、受け付けないものとする。ただし、氏名及び連絡先が明らかにしないで行われた公益通報等であって、当該公益通報等を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り、これを受け付けることができる。

(通報の制限)

第7条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする公益通報等を行ってはならない。

(通報後の措置)

第8条 理事長は、窓口で受け付けた公益通報の内容について適宜報告を受けるものとする。

2 理事長は、必要に応じて調査委員会を設け、又は調査員を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 前項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに理事長等に報告するものとする。

(是正措置)

第9条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第10条 理事長等は、第8条第2項の報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与した者に対して就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第11条 理事長は、第9条の調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 理事長、総括責任者その他通報等にかかわった者は、公益通報等の内容、事実関係の調査から得られた個人情報の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第13条 公益通報者の保護等に関する事務は、企画室において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか公益通報等への対応に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。